

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

Saga Social Insurance Association

# 社会保険さが

〒840-0816佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階  
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377 <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



NO.766



■佐賀市富士町 天山スキーリゾート

## 今月の記事

## C O N T E N T S

### ●日本年金機構

- 事業主の皆様へ  
「賞与支払届」の届出は忘れずに! ..... 2
- ご存知ですか?障害基礎年金 ..... 2
- 国民年金保険料を納めましょう! ..... 3

### ●全国健康保険協会 佐賀支部

- 退職後の健康保険について ..... 4~5

### ●佐賀県社会保険協会

- 平成25年度 社会保険事務講習会のご案内 ..... 6
- 平成25年度佐賀社会保険委員会ポウリング大会のお知らせ ..... 7
- 皆様の職場へ講師を派遣いたします! ..... 7

- 年金相談窓口開設等のご案内 ..... 8
- 街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)をぜひご利用ください ..... 8

●社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

職場内で回覧しましょう。

事業主の  
皆様へ

## 「賞与支払届」の届出は忘れずに!

賞与を支給されたときは、**支給日から5日以内**に「賞与支払届」及び「賞与支払届総括表」の提出をお願いします。

また、賞与支払予定月に賞与の支払いが行われなかった場合にも、「賞与支払届総括表」の④欄「不支給1」に○印をつけて提出をお願いします。

### 資格取得月・資格喪失月の取扱い

- 資格取得した月(資格取得日以降)に支給された賞与は届出が必要となり保険料の対象となります。
- 資格喪失した月に支給された賞与は保険料の対象にはなりません。資格喪失日の前日までに支給された賞与については届出が必要となります。
- 資格取得した月に資格喪失となった場合で、資格取得日から資格喪失日の前日までに支払われた賞与については保険料の対象となり届出が必要です。

※将来の年金額には保険料の対象となったものが反映します。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0952-31-4192
- 唐津年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0955-72-5162
- 武雄年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0954-23-0122

## ご存知ですか? 障害基礎年金



国民年金の加入中(厚生年金に加入中含む)に初診日がある病気やケガなどで障害の状態になったとき、**障害認定日**(初診日から1年6か月を経過した日またはその期間内に症状が固定した日)において、**障害等級の1級または2級に該当した場合は**、障害基礎年金を受けることができます。(障害認定日において、障害等級の1級または2級に該当するような障害の状態でなくても、その後障害の状態が悪化し、65歳の誕生日の前々日までに障害等級の1級または2級に該当した場合には、障害基礎年金を受けることができます。)

ただし、**初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間(若年者納付猶予期間・学生納付特例期間を含む)を合わせた期間が3分の2以上必要となります。**(初診日が平成28年3月31日以前にあるときは、特例として初診日の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。)

なお、20歳前に初診日のある病気やケガによって障害の状態になった方は、**障害等級の1級または2級に該当すれば20歳から**(障害認定日が20歳以後の場合は、障害認定日から)受給できます。ただし、この場合本人に一定額以上の所得や他年金の受給がある場合、支給が制限されます。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所お客様相談室 TEL0952-31-4191
- 唐津年金事務所お客様相談室 TEL0955-72-5161
- 武雄年金事務所お客様相談室 TEL0954-23-0121

# 国民年金保険料を納めましょう！

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

平成25年度の国民年金保険料額は1か月**15,040円**です。まだ納付がお済でない方は、至急お近くの金融機関またはコンビニエンスストア等で納付してください。



## ご存知ですか？国民年金保険料の追納制度

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の全額又は一部が免除される「**申請免除制度**」や障害基礎年金を受けている方などが該当する「**法定免除制度**」があります。

また、若年層(20歳代)の方を対象として保険料の納付が猶予される「**若年者納付猶予制度**」や学生の方を対象とした「**学生納付特例制度**」もあります。

これらの保険料免除や納付猶予などを受けた期間については、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されますが、受け取る年金額は保険料を全額納付した場合より少なくなります。

このため、これらの期間は10年以内であれば、あとから保険料を納付すること(追納)ができるようになっており、将来、受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

## 国民年金保険料の納付期限の延長 — 後納制度をご利用ください

国民年金制度は、**20歳から60歳に到達するまでの40年間の間に国民年金保険料を納めていただくことで満額の老齢基礎年金を受給することができます。**

しかしながら、保険料を納められなかった期間がある場合や資格取得などの届出忘れにより国民年金の資格期間がない場合には、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうことがあります。

このような事態を避けるために、**平成24年10月1日から平成27年9月30日までの間に限り、国民年金保険料を納めることができる期間が過去2年から10年に延長されています。**

ただし、老齢基礎年金の受給権をお持ちの方は納めることができませんので、ご注意願います。

12月末までに納めた国民年金保険料(追納・後納を含む)は確定申告の際、「社会保険料控除」として**全額控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。**(ご本人分の保険料だけではなく、ご家族分の保険料を納付された場合も控除の対象となります。)


お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL0952-31-4194
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL0955-72-5163
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL0954-23-0123

# 退職後の健康保険について

退職後の健康保険のご加入先には

「協会けんぽの任意継続」・「国民健康保険」・「ご家族の健康保険(被扶養者)」の3つがあります。毎月納める保険料などを比較のうえ、いずれかの健康保険にお手続きください。

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険(被扶養者)
手続き先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>●退職日までに被保険者期間が継続して2ヶ月以上あること。</li> <li>●退職日の翌日から20日以内に手続きすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります。ご家族の勤務先にお問い合わせください。</li> </ul>
保険料	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険料は、原則退職前に控除されていた保険料を2倍した金額になります。</li> <li>※ただし、保険料の上限があります。また、お住まいの都道府県と退職前に加入されていた協会けんぽの都道府県が異なる場合等、2倍にした額と異なる場合があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険料は加入する世帯の人数や前年の所得などによって決まります。</li> <li>●保険料の減免制度があります。(倒産、解雇などの場合)</li> <li>●お住まいの市区町村により保険料額が異なります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被扶養者の保険料負担はありません。</li> </ul> 

※健康保険組合ご加入の事業所をご退職の場合、任意継続のお手続き先は、ご加入されていた健康保険組合となりますのでご注意ください。

協会けんぽの  
任意継続加入を  
ご希望の方へ



## 申請手続

退職日の翌日から**20日以内**(20日目が土日・祝日の場合は翌営業日)にお住まいの住所を管轄する協会けんぽ支部に「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」を提出してください。また、**ご退職前と同様、審査によりご家族の方も扶養に入ることができます**。郵送の場合は、20日以内に**必着**となるようにお送りください。

## 保険証の発行

勤務していた事業所より資格喪失届が年金事務所に提出され、その手続きが完了した後、お住まいの住所を管轄する協会けんぽ支部において、保険証を作成します。**保険証がお手元に届くまでには多少お時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。**



全国健康保険協会 佐賀支部  
協会けんぽ

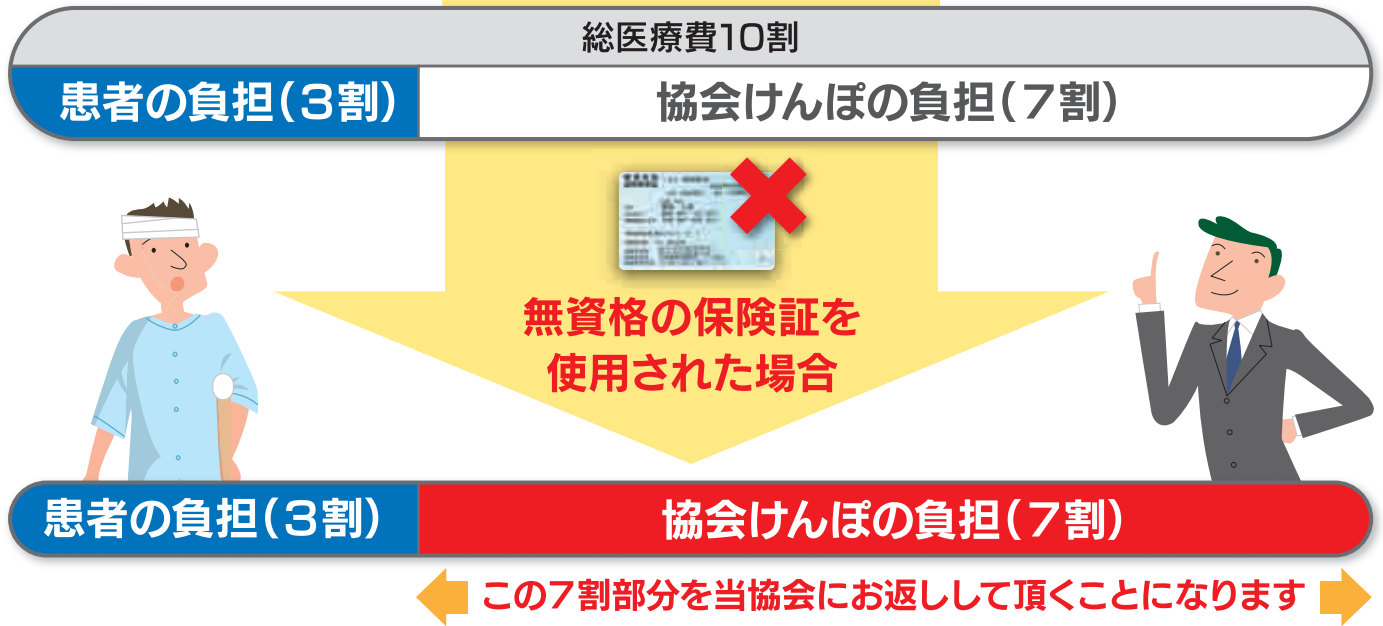
〒840-8560  
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル2階  
TEL 0952-27-0611(代表)



# ご注意ください!

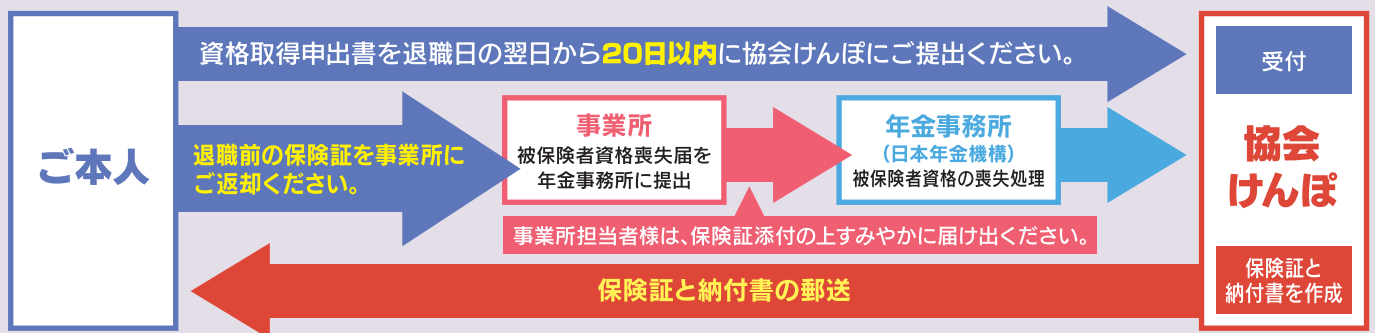
退職前の保険証を、退職後にそのまま医療機関等で使用した場合  
医療費の保険者負担分を全額お返しいただくことになります。

例：3割負担の受診者の場合



- 医療機関等を受診する際は、保険証をその都度必ず提示しましょう。
- 保険証は退職日の翌日以降使用できません。
- 退職後すぐに受診されることがある場合は、保険証が切り替わる旨を受診先の窓口になんぞお伝えください。

## 保険証発行までの流れ

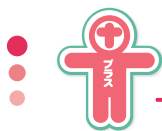


メールマガジンで、最新のお知らせ・健康お役立ち情報などを  
無料でお届けしています。簡単に登録できますので、ぜひ  
ご登録をお願いします。

協会けんぽ 佐賀

検索

申請書はホームページから印刷できます



# 平成25年度 社会保険事務講習会のご案内

## 『退職者のための社会保険の手続き』

会社を退職したときの年金制度への加入や健康保険、雇用保険の手続き等について学びます。

地区	日時	会場
鳥栖会場	平成25年12月13日(金)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
唐津会場	平成25年12月17日(火)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)
武雄会場	平成25年12月18日(水)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
佐賀会場	平成25年12月20日(金)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)

講師 ● 社会保険労務士

● 実施期間 各会場共通: 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員

佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対象者

社会保険事務担当者の方

参加費

**会員事業所は無料** (但し、平成25年度社会保険協会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み  
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

**TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377**

主催/一般財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県社会保険委員会連合会

〈キリトリ線〉



## 社会保険事務講習会 参加申込書

整理番号		☎おわかりになる範囲で結構です。
参加希望会場日時	( 鳥栖 ・ 唐津 ・ 武雄 ・ 佐賀 ) 会場 / 平成 年 月 日 ( )	
参加者氏名		
事業所名		
事業所所在地	〒	TEL:
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。		

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

## 皆様の職場へ講師を派遣いたします!

佐賀県社会保険協会では、職場で働く皆さまの健康管理と健康保持・増進のために「職場の健康づくり」をお手伝いします。また、従業員の方の年金に関する相談や退職前の方を対象に年金制度を中心とした社会保険全般の知識、退職後充実したシニアライフを過ごしていただくためのセミナー等を開催いたします。日時などは自由に設定できますので、皆様のスケジュールに合わせてご利用ください。

### ：事業所内出張年金相談・セミナー

社会保険労務士などが皆さまの職場に出向いて、年金を中心とした社会保険制度の周知や退職後のライフプラン等についての講義及び相談などに応じます。

### ：保健師による健康相談

保健師が直接、皆さまの職場までお伺いし、従業員の方々に健康相談を行います。生活習慣病の予防や個々人の健康について個別相談に応じます。

TEL(0952)26-3171 FAX(0952)26-3377

平成  
25  
年度

## 佐賀社会保険委員会 ボウリング大会のお知らせ

被保険者の皆様方の健康保持増進を図るため、気軽に参加できるスポーツのボウリング大会を下記の日程で開催します。

**主催** 佐賀社会保険委員会

**共催** 一般財団法人佐賀県社会保険協会

**後援** 全国健康保険協会佐賀支部

**日時** **平成26年1月26日(日)**  
●受付 9:30 ●ゲーム開始 10:00

**場所** **ボウルアーガス**  
(佐賀市八戸溝3丁目) TEL 30-1117

**参加資格** 佐賀年金事務所管内事業所単位の被保険者及び被扶養者

**チーム編成** 1チーム3名(1事業所から2チームを限度)30チームまでとします

**競技方法** 個人2ゲームでチームの合計得点により順位を決定します。同得点の場合は、チーム内の得点差(最高得点と最低得点差)が少ないチームを上位とします。女性及び小・中学生は1ゲーム20点のハンディを与えます。

**参加料金** 1チーム 2,000円(シューズ代金含む)

**表彰** 優勝、準優勝、第3位、その他飛び賞、参加賞

**申込方法** 下記の申込書を(一財)佐賀県社会保険協会へ**FAXで申込んでください**。先着30チームまでとします。(電話では受け付けません)  
**FAX番号 0952-26-3377**

**申込期限** **1月17日(金) 17:00まで**  
ただし、30チームになり次第受付を打ち切ります。

〈キリトリ線〉

## 佐賀社会保険委員会 ボウリング大会 申込書

**日時** 平成26年1月26日(日) 10:00～ゲーム開始

**場所** ボウルアーガス(佐賀市八戸溝3丁目) TEL0952-30-1117

チーム名			
事業所名称			
事業所記号番号	記号	番号	
申込責任者名			連絡先
氏名	フリガナ	年齢	性別
			男 ・ 女
	フリガナ	年齢	性別
			男 ・ 女
氏名	フリガナ	年齢	性別
			男 ・ 女

## 平成26年1月 相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6 延長相談 19時まで	7 鹿児島市民会館 (予約)	8 有田町役場 東庁舎 (予約)	9	10 伊万里市役所 (予約)	11 年金事務所 休日相談日 (完全予約)
12	13	14 基山町役場(予約) 年金事務所 延長相談 19時まで	15 多久市役所 (予約)	16	17 伊万里市役所 (予約)	18
19	20 延長相談 19時まで	21 鹿児島市民会館 (予約)	22 有田町役場 本庁舎 (予約)	23	24 伊万里市役所 (予約)	25
26	27 延長相談 19時まで	28 基山町役場 (予約)	29	30	31 伊万里市役所 (予約)	

年金相談の  
時間延長 週初めの開所日  
17:15~19:00

年金事務所  
休日相談日 県内年金事務所の休日相談日  
受付時間 9:30~16:00

## 出張相談 完全予約制

出張相談所	相談時間	予約申込先
多久市役所	10:00~15:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	10:00~16:00	
伊万里市役所	9:30~15:00	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿児島市民会館	10:00~15:00	鹿児島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	10:00~15:00	有田町役場 住民環境課国民年金係 0955-46-2114

※年金事務所では予約による年金相談を受けております。  
※希望される日の前日までにお申しください。

### 予約申込先

- 佐賀年金事務所…………… ☎0952-31-4191
- 唐津年金事務所…………… ☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所…………… ☎0954-23-0121

第2土曜日の休日相談については完全予約制です。

## 街角の年金相談センター

# 鳥栖(オフィス)をぜひご利用ください



相談日時をご予約  
いただけます!

予約専用電話番号

☎0942-50-8151

日本年金機構は、年金相談のお客様ニーズに  
応えるため、「街角の年金相談センター  
鳥栖(オフィス)」を鳥栖市役所東別館  
1階に開設しております。

同センターでは社会保険労務士等が  
年金事務所と同様に、国民年金や厚生年金  
保険の受給に関するご相談や手続きを  
無料で行いますので、是非ご利用ください。

また、お客様をお待たせすることが  
無いように、相談は原則予約制となっ  
ています。

**場所** 鳥栖市役所東別館1階

**時間** 平日の午前8時30分～  
午後5時15分

(土・日・祝祭日・年末年始を除く)

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成25年12月分保険料の納付期限は**平成26年1月31日(金)**です。

ご注意  
ください

※平成25年12月分の社会保険料計算に係る届書は**1月7日(火)**までに到着するようお届けください。  
その後到着した場合は平成25年12月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。